



介護報酬改定による影響について ～サービスの向上を目指して～

ショートステイ・ゆきよし とやの
管理者: 嶋津 歩

平成30年度の介護報酬が改定

①個室料金

改定前

改定後

要支援	1	461単位	465単位
要支援	2	572単位	577単位
要介護	1	620単位	625単位
要介護	2	687単位	693単位
要介護	3	755単位	763単位
要介護	4	822単位	831単位
要介護	5	887単位	897単位



②多床室料金の変更

改定前

要支援	1	460単位
要支援	2	573単位
要介護	1	640単位
要介護	2	707単位
要介護	3	775単位
要介護	4	842単位
要介護	5	907単位

改定後

		465単位
		577単位
		625単位
		693単位
		763単位
		831単位
		897単位



変更後の単位数に合わせた場合のシュミレーション

■基本報酬

実績	(円)
平成29年11月分	8,221,601
平成29年12月分	7,636,145
平成30年1月分	

売り上げ1か月の平均 (円)

平成29年11月、12月、30年1月分	7,928,873
---------------------	-----------

新報酬での算定(3か月それぞれ) (円)

平成29年11月分	8,125,586
平成29年12月分	7,550,361
平成30年1月分	

売り上げ1か月の平均 (円)

平成29年11月、12月、30年1月分	7,837,974
---------------------	-----------

売り上げ増減(3か月それぞれ) (円)

平成29年11月分	▲ 96,015
平成29年12月分	▲ 85,784
平成30年1月分	0

年間(12か月)の増減 (円)

年間	▲ 1,090,794
----	-------------



加算の変更点について

・看護体制加算(Ⅰ) 1日 4単位



・看護体制加算(Ⅲ・2) 1日 6単位

・看護体制加算(Ⅱ) 1日 8単位



・看護体制加算(Ⅳ・2) 1日 13単位

へ変更。(算定可能な為)



平成30年度より変更になる加算 をシュミレーション

■加算

・加算実績 (円)

平成29年12月分	1,443,306
-----------	-----------

・新設の場合(予想) (円)

平成29年12月分	1,664,198
-----------	-----------

・1か月分の加算増減 (円)

平成29年12月分	220,892
-----------	---------

・1年間の加算料金増減 (円)

年間	2,650,704
----	-----------

■年間の全体の増減予想

1,559,910円



シミュレーションの結果

基本報酬では**110万円**の減額

加算では**265万円**の増額

= おおよそ**155万円**程の増額



今後取得予定の加算について

①夜勤職員配置加算(Ⅰ)

平成30年8月から算定可能。 13単位/日

②夜勤職員配置加算(Ⅲ)

喀痰吸引が可能な職員が現時点ではない為、不可。

現在2名研修中。必要人数に達し次第、算定予定。

(実施日は未定) 15単位/日

※算定する場合は(Ⅰ)と同時に算定する事は不可。



③認知症ケア加算 4単位/日

対象となる利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ以上の方が5割以上占めているか確認が必要。

認知症介護実践リーダー研修終了者が3名以上必要。

現在対象者がおらず、認知症介護実践リーダー研修終了まで最低でも1年以上の期間が必要。



各自の要件をクリア後、算定を行う予定。



④生活機能向上連携加算 200単位/日

※個別機能訓練加算算定者は100単位/日

ゆきよしクリニックのPT・OT・STとの連携により算定可能。

ただし現在のSSでの算定
実施については検討が必要。



理由

現在の問題点として、**SS**職員はリハビリの必要性に対して知識と認識が不足している状況。

このまま加算を取ったとしてもご利用者様、ご家族様が満足できるリハビリは行えるとは思われず、ただ負担となりクレームに発展する可能際が高い。



加算を取るにあたり必要な条件と目標

今年度の各種研修に職員を参加させ、介護に対する知識の向上を目指す。



研修に参加した職員が施設内で勉強会を実施し他の職員との知識の共有を行うことで職員のレベルアップを図る。



職員がリハビリについての知識、認識が向上したら体制について検討を行い実施する。



ご利用者様が満足できるリハビリを実施できたら、加算についての検討を行う。



最後に

介護報酬改定により今後はより良いサービスを行う為に加算を取ることが必要となってくる。

加算を取る事はより良いサービスを実施しなければならない。

そのためには職員が同じ目的に向かっての認識を持つことが必要である。



ご清聴ありがとうございました。

